

家庭教育支援・子育て支援施策の一考察：佐賀県F市事例を中心に

相戸，晴子
佐賀女子短期大学

<https://doi.org/10.15017/26728>

出版情報：生活体験学習研究. 12, pp.53-60, 2012-01-20. 日本生活体験学習学会
バージョン：
権利関係：

家庭教育支援・子育て支援施策の一考察

佐賀県F市事例を中心に

相 戸 晴 子*

A Discussion on the Issue of The measure of Home Education Support and Childcare Support

Aito Haruko*

はじめに - 施策の構造と問題の所在 -

1989年の「1.57ショック」を皮切りに、少子化対策や働く女性の条件整備に主眼を置いて拡充されてきた厚生労働省の子育て支援施策、また1997年の少年事件が引き金となった1998年家庭教育支援施策を司る家庭教育支援室（文部省婦人教育課）の設置、以降、子どもの保護者である親を対象とした家庭教育支援・子育て支援が相次いで誕生してきた。しかし、それらの施策は、子育て家庭の、また子どもの育ちの何を支えてきたのだろうか。出生率があがる、子育てしながら働く女性が増える、少年事件が減る、虐待件数が減る、子どもの生きる力を育むなど、施策の成果は不明確なままだと考える。

筆者は、現在実施されている施策が子育て家庭と地域や社会の結びつきを支えている方向を持っているのか、または持っていないのかということに関心を持つ。それは、子育て家庭の孤立や家庭機能の崩壊といわれる現代社会において、子どもの育ちや子育て家庭を支えていくためには、その場しのぎの対処療法的な子育て支援サービスに留まるのではなく、家庭と地域や社会の接点が不可欠と考えるからである。

実際取り組まれている子育て支援や家庭教育支援施策においては、まず自治体での実施状況について把握する必要があると考えた。多くの施策が次世代

育成支援計画の努力目標に過ぎず、自治体によっては実施されていないケースが見受けられるからである。また、実施されていても、子育て支援サービスの羅列に留まり、子育てに不可欠な関係づくりや学習機会提供という社会との接点を連携・コーディネートしていく施策になっていないという状況も見聞きする。さらには、多くの施策が家庭の選択により利用していくものであるため、利用する家庭もあれば、必要にも関わらず親の意識や意欲によってその施策を利用しない家庭もある。子育て家庭の選択がさらなる子どもの育ちの環境の格差を広げているという課題も生まれている。

つまり、施策の問題構造をとらえていくためには、自治体の施策の実施状況、施策の連携・コーディネート、親の選択による参加や利用の状況について、という3つの視点からとらえていく必要がある。

本稿では、これらの研究の第一段階として、佐賀県が実施した家庭教育支援の調査の結果をもとに、自治体の施策の実施状況、施策の連携・コーディネートの2つについての調査結果、並びに考察について記す。

*連絡・別刷り請求先

佐賀女子短期大学 (〒840 - 8550 佐賀県佐賀市本庄町本庄1313 TEL 0952-23-5145(代表) FAX 0952-23-2724)

電子メール : aito-fine@w4.dion.ne.jp

1. 佐賀県家庭教育調査の結果を受けて

1-1 佐賀県家庭教育調査について

佐賀県立生涯学習センターアバンセ（以下、アバンセと称す。）は、生涯学習基礎データ調査研究事業として2010年より2カ年の予定で「家庭の教育力向上にむけた支援の方策に関する調査研究」を実施している。この調査研究は、研究者、行政職員、NPO関係者の7名による調査研究委員とワーキンググループメンバー3名（うち2人は委員も兼任）によって構成され、自身はワーキンググループのメンバーとして関わっている。

本事業の1カ年目である2010年は、佐賀県全市町の家庭教育支援・子育て支援の施策を実施している行政関係各課を対象に、「家庭教育支援および子育て支援に係る取り組み事業アンケート調査（以下、アバンセ調査）」¹⁾を実施した。ここでは、佐賀県内の全20市町で取り組まれている選択した子育て家庭が利用する家庭教育支援や子育て支援に関する事業の実施状況がとらえられた。さらに、事業毎の財源割合、継続状況、事業に関する課題などの把握がなされた。

1-2 佐賀県家庭教育調査の事業実施状況の市町格差について

アバンセ調査の結果では、市町毎に取り組まれている事業実施の有無とともに、実施回数等がまちまちであったことに着目し、その基礎調査のデータを用いて事業の実施総数をとらえていくことを試みた。

設問で尋ねた6事業において、以下の基準で集計し、市町毎の一覧を作成したのが表1である。

「講座・講演会・イベント」は実施回数、「居場所」は開催回数、「相談」は窓口数、「訪問」は事業数、「情報提供」は事業数、「サークル・NPOとの協働、共催」は事業数を、それぞれ集計し合計を出した。そこでは、の国庫補助事業であり全市町が実施していた「訪問」事業を除く5事業において、市町の事業実施回数や事業数に大きな開きが見られていた。その事業数の幅は、「講座等」0～208回、「居場所」0～3,943回、「相談」0～9窓口、「情報提供」0～9事業、「NPO協働」0～8事業に及んでいた。なぜ市町によってこれほど、事業実施にはひらきが生じているのだろうか。結果を単純にとらえるならば、市

表1 佐賀県市町の事業の実施状況

no.	市町村名	講座、講演会、 イベント (実施回数)	居場所 (開催回数)	相談 (窓口数)	訪問 (事業数)	情報提供 (事業数)	サークル、NPOとの 協働、共催 (事業数)	事業の 合計
1	A市	208	1,373	3	1	9	8	1,602
2	B市	17	1,959	2	1	1	3	1,983
3	C市	78	3,943	6	1	2	0	4,030
4	D市	17	474	5	1	4	1	502
5	E市	41	598	9	1	7	3	659
6	F市	11	333	6	1	1	1	353
7	G市	6	87	3	1	4	1	102
8	H市	67	4	3	1	2	0	77
9	I市	6	312	0	1	0	1	320
10	J町	12	11	2	1	1	0	27
11	K市	13	49	3	1	3	0	69
12	L町	14	22	2	1	0	0	39
13	M町	162	95	5	1	2	1	266
14	N町	18	12	6	1	0	0	37
15	O町	11	348	1	1	1	0	362
16	P町	0	47	2	1	0	0	50
17	Q町	7	0	1	1	1	0	10
18	R町	0	43	1	1	0	0	45
19	S町	9	12	4	1	1	0	27
20	T町	0	12	1	1	1	0	15
	合計	697	9,734	65	20	40	19	10,575

町によって行政の主催事業が多いところ、少ないところが生じ、親子の関係づくりや学習機会に格差が生じていることになる。

これらの結果をさらに分析していくために、2つの視点について考察を行なうこととした。一つは、「子ども人口」による違いという少子格差ではないかということである。費用対効果から事業実施を算出することが多い行政にとって、子どもの数と事業実施数が平行して行なわれているのではないかと考えた。もう一つの視点は、長引く経済不況によって行財政悪化による財政格差による影響を受けているのではないかということである。市町の施策の優先順位によっては、事業が実施されない、削られるという状況が生じているのではないかと考えた。これら2つの視点から、事業の実施状況と「市町毎の18歳未満人口」、並びに「市町の財政力指数」と事業実施状況を概観した。

1 - 3 子ども人口と財政力からとらえた佐賀県全市町の実施状況

表2は、市町毎の事業実施合計数と18歳未満人

表2 佐賀県市町における18歳未満人口に対する事業実施指数と財政力指数

no.	市町村名	事業の 合計	18歳未満人口 (平成22年7月1日現在)	財政力指数
1	A市	(3) 1,602	(1) 42,139	(4) 0.67
2	B市	(2) 1,983	(2) 23,012	0.45
3	C市	(1) 4,030	(3) 13,671	(2) 0.99
4	D市	(5) 502	(4) 10,382	0.64
5	E市	(4) 659	(5) 9,227	0.50
6	F市	353	8,844	0.48
7	G市	102	5,771	0.47
8	H市	77	5,694	0.44
9	I市	320	4,972	(-5) 0.42
10	J町	(-3) 27	4,397	(-2) 0.34
11	K市	69	3,941	0.53
12	L町	39	3,722	(-4) 0.41
13	M町	266	3,543	(-3) 0.39
14	N町	(-5) 37	3,167	0.61
15	O町	362	2,993	(3) 0.73
16	P町	50	(-5) 1,898	(5) 0.65
17	Q町	(-1) 10	(-4) 1,712	(-1) 0.24
18	R町	45	(-3) 1,626	0.47
19	S町	(-3) 27	(-2) 1,156	(1) 1.49
20	T町	(-2) 15	(-1) 1,100	(-5) 0.42

カッコの数字は、正数が上位の順番、負数が下位の順番。

口²⁾と財政力指数³⁾をあらわしたものである。これらの結果をもとに、子ども人口と事業の実施状況について、財政力と事業の実施状況についての考察を行なう。

市町の子どもの人口と事業の実施状況について

市町の子どもの人口と事業の実施状況では、子どもの人口の多い上位5つの市町A、B、C、D、E市は、事業実施回数においては3位、2位、1位、5位、4位となっていた。一方、子どもの人口の少ない市町下位5つのT、S、R、Q、P町では、T町が下位から2位、S町が下位から3位、Q町が下位から1位に留まり、R町、P町は子ども人口は少ない割には、事業に取り組んでいることがわかった。これらの結果から、子ども人口と事業実施回数は、必ずしも比例していないことがわかった。しかし、事業実施回数の下位5つを見ると、いずれも「町」が占めており、子ども人口はもちろん人口規模等の少ない「町」においては、職員数等の少なさから事業実施回数に限界があることが伺えた。

市町の財政力指数と事業の実施状況について

続いて、市町毎の財政力指数と事業の実施状況については、財政力指数上位5つの市町は、S町、C市、O町、A市、P町であり、5市町中3つを「町」が占めていた。その市町5つの事業の実施状況は、S町が下位から3位、C市は上位から1位、A市は上位から3位であった。一方、財政力指数の下位5つのQ町、J町、M町、L町、I市、T町（I町とT町は下位から同率5位）においては、事業実施数の順位がQ町は下位から1位、J町は下位から3位、T町は下位から2位なり、5市町中3つの町だけの下位に留まっていた。ここでは、下位5市町のうち4つが「町」であることから、やはり町には事業実施において限界があることを伺うことができた。

これら二つの結果からみる子ども人口、財政力指数に関するが事業実施状況については、上位群と下位群に事業実施状況の概ね多い少ないという結果をもたらしているものの、一つ一つをとらえていくと、子ども人口や財政力指数に必ずしも比例していないことがわかった。そこから考えると、市町毎が抱く子育て支援や家庭教育支援の問題意識や意欲、例えば首長の意識やマニフェストや担当課の職員の問題意識や意欲により、施策実施の格差が生じている可

能性を今後探っていく必要がある。

2. F市事例にみる施策の実施状況

次は、事業実施が子育て家庭の何を支援しているのかをあきらかにするため、一つの市町に焦点をあて考察していった。

2-1 F市の概要

事例調査を行なったF市についての地域概要、ならびに子ども・子育てに関する統計を記す。県内20

表3 F市の地域概要と子ども・子育てに関する統計

地域概要	
位置	佐賀県のほぼ中央。佐賀平野の西端、県庁所在地・佐賀市に隣接している地域。 ⁴⁾
面積	95.85キロ平方メートル。県土の3.93%。
人口	46,380人 (2011年3月31日現在) ⁵⁾
地勢	北部に天山山系がそびえ、中央部は肥沃な佐賀平野が開けている。また、南部には農業用排水路のクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の干潟・有明海に面している。
合併	平成17年3月1日、4町が合併してF市になった。
財政評価	財政力指数0.48、経常収支比率88.3%、公債費比率8.2% ⁶⁾ 。佐賀各市町の財政力指数では10番目。
子ども・子育てに関する統計	
行政組織	教育委員会子ども課子育て支援係・学校教育課学事係・生涯学習課社会教育係、健康推進課母子保健係 ⁷⁾
小学校	8小学校
中学校	4中学校
幼稚園	3園
保育園	7園
子ども園	6園
その他	1児童センター
児童遊園	3児童遊園
18歳未満人口	8,758人 (2011年3月31日現在)、F市人口の18.9%。 ⁸⁾ 佐賀県の市町では6番目。
児童虐待対応件数と出現率	33件(2010年度実績)1,000人あたりの出現数3.7人 ⁹⁾ ・虐待区分は、21件が身体的虐待、10件がネグレクト ・主な虐待者は、8件が実父、23件が実母 佐賀県2010年140件、1,000人あたりの出現数0.9人。
就学援助対象者	465人 (2011年8月1日現在) ¹⁰⁾ ・全児童(小学生)2,865人中276人(9.63%) ・全生徒(中学生)1,521人中189人(12.42%) ここには、要保護(生活保護)・準要保護・特別児童扶養手当(障害者)を含む。
子どものいる生活保護世帯	11世帯(2010年度実績)。全生活保護世帯の9.0%を占めている。 ¹¹⁾

市町の中では、子ども人口6番目、財政力指数10番目、児童虐待対応件数が県内平均にくらべかなり高い、また就学援助対象者が小中学生の1割以上を占めるという統計結果となっている。

2-2 事業の実施状況

アバンセ調査で集約した事業に加えて、子どもの誕生(妊娠期)から18歳未満(児童福祉法でいう子ども期)に至るすべての事業や行政サービスの詳細についての聞き取り調査¹²⁾を行なった。そして、その事業が年齢幅のどこを対象とした事業なのかという横軸と、対象とする家庭3領域-あらゆる家庭に対する事業、援助を求める家庭に対する事業、また選択した家庭に対する事業-なのかという縦軸から、表4のマトリックスを作成した。

2-2-1 子どもの年齢毎にみる事業の実施状況(横軸)

妊娠期から18歳未満まであらゆる年齢で何らかの事業が行なわれている

妊娠期に母子手帳を配布した時を境に、子育て家庭は行政サービスの対象に位置づけられる。そして、選択する家庭には、『パパママ教室』など保健部局が行なう学習会へ参加することができる。また、出産間もない時期は、新生児の家を訪問する『こんにちは赤ちゃん』事業、その後、3歳半までに5~6回に及ぶ健診が実施されるなど、幼児期までに母子保健の分野の事業が相次いで行なわれる。

その後は、教育委員会の福祉や教育の分野での事業が行なわれ、中でも情報提供や相談事業があらゆる年齢対象に、途切れなく実施されていることがわかった。

事業量では乳幼児の事業が多く小・中・高と年齢とともに減少する傾向

次に、事業実施を量でとらえてみた。ここでは、就学前の乳幼児を対象にした事業へ偏りが顕著にみられ、小・中・高と年齢があがるたびに、事業が減少している傾向があった。小学生までは、体験学習や放課後児童全育成事業などへ子育て家庭が事業に参加するしくみが残っている。しかし、中学以上の子どもやその家庭が参加できる事業は、ほとんど実施されていないという実態がみられた。もちろん、

表4 子どもの年齢にみるF市の家庭教育支援・子育て支援事業の内容

選択した家庭に対する事業	子どもの年齢																
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
④自主的な組織活動への参加支援	子ども育成会の県レベル、市レベル役員参加など																
	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校でのPTA活動の県レベル、市レベルの役員参加など																
③自主的な組織活動への参加支援	子ども育成会の役員参加など																
	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校でのPTA活動の役員参加など																
②継続した事業の実施	親子ふれあい教室(年5回)																
	地域ふれあい育児サークル事業(年48回) 保健師が子育てサークル支援、市内4ヶ所。																
①居場所事業の実施	地域遊ばせ、親子交流させ、子育て相談事業(年285回)子育てサロン事業、市内3ヶ所。																
	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校への行事参加(参観、懇談、学校(園)行事、部活など)																
あらゆる家庭に対する事業	訪問	ごんちもち 赤ちゃんの事業															
	健診	3ヶ月・6ヶ月児健診	1歳6ヶ月児健診	3歳半児健診	フッ化物塗布および歯科検診												
情報	「児童センター」発行(乳幼児を持つ大人向け・小学生向け・中学生向け・高校生向けの講座案内あり)																
	児童センター「子育てひろば」発行																
補助金	年間母子保健事業計画配布(年1回発行、約16,000部)																
	子ども手当での支給(0~14歳までのすべての子どもを対象)																
援助の必要な事業に対する	経済支援	乳幼児医療費助成事業(就学前の子どもを対象)															
	家事援助	子育てで相互支援事業<ファミリーサポートセンター事業>(常時)小城市が利用料200円を負担。 就学援助(要保護・要保護・特別児童扶養手当を含む)															
相談	健康相談・離乳食相談																
	すくすく子育て相談会(月1回)(面接60件)																
援助の必要な事業に対する	健康相談・福祉センターで実施(面接1102件)																
	子ども支援事業<不登校支援>(常時)子ども支援センター設置(電話相談129件、面接688件の合計817件)																
援助の必要な事業に対する	ひとり親家庭等相談事業(平日毎日)(電話と面接相談962件)																
	ひとり親家庭等相談事業(平日毎日)(電話と面接相談389件)																

首長部局 健康推進課	教育委員会 子ども課	教育委員会 学校教育課	教育委員会 生涯学習課	教育・教育施設 の取り組み
---------------	---------------	----------------	----------------	------------------

卒業した子どもの多くの生活を占める塾や部活という実際、もしくは社会人になると、事業のニーズがない、参加者が集まらないという現実在即した結果であるとの予想はつくが、学校（塾や部活を含む）や職場という狭い空間で子どもや子育て家庭が過ごしており、地域や多様な世代との接点への空間には居場所がないという側面とも受け取れる。

2 - 2 - 2 対象とする家庭3領域にみる事業の実施状況（縦軸）

対象とする家庭の3領域を、マトリックスでは、「あらゆる家庭に対する事業」を真ん中にして、「選択した家庭に対する事業」を上位に、「援助の必要な家庭に対する事業」を下位に位置した。それは、上下ではなく、筆者の施策の方向性が子育て家庭が地域や社会に接点をもつことであることから、子育て家庭自らが事業を選択し、関係性を豊かにしたり学び合いをしていくことを支援していく事業が、より地域や社会に参加、参画する道筋が広がっていくという概念で上位に位置づけた。また、「援助の必要な家庭に対する事業」は、特定の家庭への援助とはいえ、行政の支援事業抜きでは子育てしていくことが困難な家庭への支援であり、現代社会における生活権保障という側面から、行政支援事業の根底に据えた。

援助を必要とする家庭への事業の多様なメニュー

経済面、生活面に大きな課題を抱え出産を迎える家庭に対する『助産施設入所委託事業』は、母子を入居させ、まず命と健康、そして、その後の自立支援を行っていく。また、小学校に入ると家庭の経済状況に応じて就学援助金が支給され、義務教育期間の子どもの教育保障を経済支援を行なっている。また、相談窓口の内容は多岐に渡っており、健康、栄養、あらゆる子育て相談から、虐待等に関する家庭児童相談、ひとり親家庭に関する相談、そして学校生活におけるいじめ等の悩み相談や不登校に関する相談窓口には相談員やカウンセラーが配置され、電話や面接という手法できめ細やかな対応をとっていることがわかった。そこには、多様なメニューとともに、援助金や人件費など多額の事業予算が計上されていることもみえてきた。

家庭への支援領域を超えてつなげる難しさ

あらゆる親に対する事業の多くが、母子保健に関する事業という児童福祉法に規程された事業であることから、出生届を出した子どもを継続して観察していく事業が行なわれている。また、子育て支援がマニフェストに掲げられている近年では子ども手当など政府の方針で決まった補助金支給等もある。これらの施策は、家庭に着実に届ける事業となっているが、独立した事業形態のため、地域や社会への接点につながる事業にはなりえていない。

また、援助を必要とする家庭に対する事業では、経済支援、家事援助、相談対応など子育て家庭の問題一つ一つに対応するしくみであるものの、行政の各担当窓口で個人情報に基づく個別の手続きが行なわれているため、一つの家庭の全体をとらえて支援していくことはできていない。

それらの現状から考えると、対象とする子育て家庭の各領域内での事業利用に留まり、例えば、援助が必要な家庭が、選択して事業に参加・参画していく事業に安易につなげることは困難な状況がある。

事業への参加から参画に至る道のりの遠さ

子育て家庭が選択して参加する事業、F市では例えば、乳幼児を持つ子育て家庭を対象とした子育てサロン事業『地域遊ばせ、親子交流させ、子育て相談事業』が市内3ヵ所で年間285回行なわれている。また、保健師さんが主催する『地域ふれあい育児サークル事業』が、市内4ヵ所で年48回開催されており、選択した子育て家庭の親子が地域の事業に参加する機会を創りだしている。しかし、いずれも行政主催事業に親子が参加するという段階に留まり、そこから自主的なサークル活動や子どもや子育ての活動につながっている様子は見当たらない。そこには、予算化された事業の場合はよくても、そうできなくなったときにどう持続可能な育ち合いのしくみを用意していくかという課題が残る。

しかし、現実には、参加から参画への道のりを考える以前に、不参加から参加への道のり、すなわち家から一步を踏み出すことができない家庭をまず支援していく必要に迫られている。また、参加しても、場合によっては子育て主体をお客様にとどめ、自ら活動していく主体としての形成を阻んでしまっている可能性がある。育児サークル事業は、行政主催の

事業から始めても、回数を重ねていく中で、最終的に子育て主体である親自らが取り組む事業に移行していく支援の方向性が必要となる。

3. 課題と職員の課題解決へ向けた取り組み

F市調査の結果から、施策構造における3つの課題を確認することができた。それは、行政の課を超えた連携の必要性、援助の必要な家庭への継続的な支援の接点づくりの必要性、不参加から参加へ・参加から参画への方向性を持った自立支援の必要性である。そこでは、施策の構造課題として今後考えていく必要があるが、F市の職員が現在行い始めた以下の取り組みがある。

行政間の連携をすすめる会議の開催

F市では、教育委員会子ども課に子育て支援課が配置され、福祉と教育の一体化が試みられている。さらに、健康増進課の母子保健担当者と月1回の連携会議を開き、情報共有や課題の検討などをおこなっている。そこでは、F市全体の子どもや子育ての施策の全体が共有できる場であることから、支援の必要な子どもや家庭についての教育、福祉、保健の連携を図ることが容易にできている。その結果、家庭教育支援や子育て支援といった親や家庭全体に必要なトータルな支援を行なう基盤が創り出されつつある。

援助の必要な家庭への継続的アプローチ

訪問や相談など、限られた親との時間（接点）を大切に、「そこで終わりにしないで、次につながることを心掛けている¹³⁾」と語る。ここには、自分の専門以外の内容について、より適した人や機関につなぐという意味とともに、時間的スパンで問題に直面した際の「次につながる（支援）」という意味がある。例えば、経済的困難を抱える人、親自身に精神疾患がある場合など、子どもの就園や入学などの節目において、様々な手続きや費用が伴うが、そのサービスを知らない、うまく使えないという状況に陥ってしまうことから、目の前の問題解決のみに留まらず、子どもの成長とともに直面する問題を乗り越えていくためのつなぎやサポートを心がけている。

保健師さんの話から、一気に地域や事業参加に至らなくても、その一つ一つの接点を切らないことを

大切にしていることがわかった。そして、その接点を一つ一つ丁寧に作り、点を増やし、社会との接点を大きくしていくことを心がけていた。時間や手間を要するが、この手間を掛けた関係づくりこそ、親との信頼関係をはぐくみ、親が次のいっぽを踏み出す力となるのだろう。

あらゆる子育て家庭が参加するための地道な後押し

市内4ヶ所で行なう集団乳幼児検診では、あえて同じ日の同じ時刻に健診会場から見える位置で「子育てサークル」を実施している。その数は、年間48回にのぼっている。もちろん、参加している親子にとっての活動であるとともに、健診に来た親たちが、ついでにちょっと覗いてみよう、一緒に入ってみようと思うための仕掛けである。保健師さんは「紙を見ても行きづらい。そんな人たちの参加し始めるきっかけになれば¹⁴⁾」と話し、あらゆる親が目に見えるところで事業を実施し、その事業への参加の後押しをしていた。

おわりに

佐賀県アバンセ調査、F市調査によって、現在、取り組まれている家庭教育支援・子育て支援の施策構造の一端をあきらかにすることができたと考える。そこには、施策の実施状況では、市町毎に事業実施回数に大きな開きがあり、自治体によっては、事業の多い少ないという問題が存在していた。その格差の要因を、子ども人口や財政力のクロス集計でみると、一概にそこに左右されているとはいえなかった。これについては、さらに別の要因を探っていく必要がある。

また、F市の事例調査では、子どもの誕生前後から18歳までの年齢毎に施策事業をならべ、その子どもや子育て家庭を支える取り組み事業すべてをとらえていった。そこには、つながりにくいしくみや組織化にたどり着かない構造問題が横たわっていたが、その課題に「連携、継続、参加」という支援アプローチに取り組む職員の存在があった。

そこから総括できるのは、現在の家庭教育支援や子育て支援施策には、自治体格差が存在しているからこそ、職員の関わりや働き掛けが重要であり、子育て家庭が地域や社会に接点をもつための支援の役

割が期待されているといえよう。

本研究の3つ目の課題「子育て家庭の親の選択による参加や利用の状況について」は、次の研究の中で「親の選択する価値観や嗜好が施策実施にどのように影響を及ぼしているのか」を探り、施策構造の全体像をとらえていくこととする。

註

- 1) 【アバンセ調査】佐賀県市町へ向けた子育て支援・家庭教育支援事業に関する調査の概要。 名称：佐賀県全市町の行政 関係各課を対象にした「家庭教育支援および子育て支援に係る取り組み事業アンケート調査」、 目的：家庭教育支援および子育て支援事業の取り組み状況の把握、 対象：佐賀県及び県内全市町の家庭教育支援・子育て支援事業に係る行政関係各課、 内容：(1) 事業実施の有無、(2) 職員体制、(3) 事業実施の内容、 方法：質問票、ならびに回答票をメールまたは、郵送で送付し、メール返信により回収した。 調査実施期間：2011年1月7日～1月24日、 アンケート回収状況：100%で回収。佐賀県20市町すべての関係課より回収。
- 2) 「国勢調査人口動態」佐賀県市町一覧参照。
- 3) 佐賀県 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kensei/_14562/_12812/_13061/_53197.html 「佐賀県市町財政状況一覧表」平成21年度参照。
なお、「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるものであり、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。
- 4) 「位置」「面積」「人口」「地勢」は、F市ホームページ「市の概要」を参照。
- 5) 「F市住民基本台帳」
- 6) 前掲3参照。
- 7) F市教育委員会『F市の教育』平成23年度
- 8) 「F市指定区別年齢男女別人口調」平成23年3月31日現在。
- 9) 「F市要保護児童対策地域協議会報告資料」平成23年度
- 10) F市教育委員会学校教育課より2011年9月2日に聞き取り。
- 11) F市福祉部福祉課生活保護係より2011年9月2日に聞き取り。
以上、注4から12までのF市に関する資料は、市の名称を「F市」と置き換えて標記した。
- 12) 【F市調査】佐賀県の20市町の中から一つの市町を抽出し、子ども年齢における施策の実施状況のマトリックスを作成するためのヒアリング調査の概要。 名称：「F市の家庭教育支援および子育て支援に係る取り組み事業の調査」、 調査の目的：F市の家庭教育支援および子育て支援事業の取り組み状況の詳細把握。また、その事業が子ども年齢のどこを担っているかをあきらかにするため。 調査の対象：F市教育委員会子ども課子育て支援係職員、F市健康増進課母子保健担当保健師。 調査の方法：ヒアリング調査、 調査の実施日：2011年8月31日、9月2日、9月12日
- 13) 同掲2
- 14) 2011年9月2日F市健康増進課母子保健係の保健師さんからの聞き取り。